

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機海水冷却系硫酸第一鉄注入ポンプモータ冷却ファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	
2	2号機	プロセス計算機プリンタに印字不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
3	2号機	蒸気式空気抽出器蒸気流量調整弁（A）の弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉で緑ランプの点灯不良）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	活性炭ホールドアップ建屋計装用空気系除湿装置バイパス空気作動弁用フレキシブル電線管コネクタ部の折損が認められたため、当該コネクタ部を交換	D	
5	3号機	タービン湿分分離器（No. 3）内部溶接部の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	低圧タービン（A）上半内部車室溶接部の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	タービングランド蒸気シール系蒸化器の補助蒸気仕切弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	常用冷却系冷凍機（B）海水入口弁に開閉表示ランプの表示不良（両点灯）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	復水器ホットウェル水位調整弁（A）グランドに水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	常用冷却系冷凍機（B）海水入口弁グランドに海水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	計装用空気系圧縮機（A）定例試験において、自動起動圧力値の逸脱が認められたため、当該圧力検出器を点検・修理	C	
12	5号機	給復水系復水前置ろ過装置制御盤の警報灯表示確認において、「復水前置ろ過器B出口流量低」表示が点灯しないため、当該制御盤の警報回路を修理	D	
13	5号機	キャスク保管建屋制御室監視用モニタに映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
14	5号機	所内ボイラ（A）サンプルクーラ冷却水出口フローグラスに汚れが認められたため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
15	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）油タンク入口流量計点検において、下限警報用マイクロスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
16	6号機	気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ（A）電動機点検において、電動機シャフトとカップリングの間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	廃棄物処理建屋地下2階気体廃棄物処理系循環水タンク室内ファンネル番号に誤記が認められたため、当該番号を修正	D	
18	6号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置No. 1ファン点検において、ファンとシャフトの嵌合部に固着が認められたため、当該部を修理	D	
19	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット(46-43)のアクュームレータ水張りにおいて、充填水入口弁の動作不良(ハンドル操作が固い)が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	6号機	定検時重要パラメータ監視装置の起動領域中性子束モニタ(A・E)において、指示不良が認められたため、当該モニタを修理	D	
21	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット(34-19)制御棒引抜用電磁弁(加圧側)の漏えい試験において、リーク量に許容値超えが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	6号機	計器設定に関する確認において、高圧復水ポンプ(A)出口圧力計の計器仕様書のヘッド補正值に誤記等(計431台)が認められたため、対応検討	C	
23	集中環境施設	プロセス放射線モニタ機能検査の検査成績書作成において、旧版様式の使用が認められたため、成績書を訂正	対象外	
24	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)用焼却廃棄物自動投入装置制御盤の警報ブザーの動作不良が認められたため、当該ブザーを点検・修理	D	
25	その他	固体廃棄物管理システムの「雑固体廃棄物処理作業報告書」および「固体廃棄物処理状況報告書」帳票出力時、一部のドラム缶詰め実績が出力されなかったため、当該システムプログラムを点検及び対応検討	C	
26	その他	海生物焼却設備排水処理装置脱水機(A・B)の濃縮ろ布蛇行防止用球面ピンに摩耗が認められたため、球面ピンを交換	D	
27	その他	海生物処理設備洗浄排水供給ポンプ(A・B)駆動用Vベルトカバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで